

平川市の持続可能なまちづくりに向けた連携協定書

平川市（以下「甲」という。）と株式会社青森銀行並びに株式会社みちのく銀行及びあおもり創生パートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり平川市の持続可能なまちづくりに向けて連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で連携と協力関係を築き、地域が抱える諸課題の解決に資するプロジェクトを共に推進し、地域の付加価値を高めるビジネスに仕立て、事業化を図ることにより、活力ある平川市の持続可能なまちづくり実現に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域一体型6次産業化の実現による産業振興に関すること
- (2) 地域の魅力を生かした観光開発とまちづくりに関すること
- (3) 産学官金連携等による人づくりに関すること
- (4) その他本協定の目的に沿うこと

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、一切の秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、本協定は有効期間満了の日から1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、甲乙で協議の上、文書による合意が成立した時に終了する。

（その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年8月22日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市

市長 

乙 青森県青森市橋本一丁目9番30号
株式会社青森銀行

取締役頭取 

乙 青森県青森市勝田一丁目3番1号
株式会社みちのく銀行

取締役頭取 

乙 青森県青森市新町二丁目2番7号
あおもり創生パートナーズ株式会社

代表取締役 